

一般社団法人日本臨床宗教師会会費規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床宗教師会（以下「本法人」という）定款第11条に基づき、事業の円滑な遂行を図るため必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 本法人の正会員の会費は、年額5,000円とする。

(准会員)

第3条 本法人の准会員の会費は、年額3,000円とする。

(賛助会員（個人）)

第4条 本法人の賛助会員（個人）の会費は、年額一口1,000円とする。

(賛助会員（団体）)

第5条 本法人の賛助会員（団体）の会費は、年額一口10,000円とする。

(会費の納入)

第6条 会費は、当該会計年度の間、年額の全額を納入しなければならない。年額を分割して納入することはできない。

(会費の返還)

第7条 既納の会費は、原則として返還しない。

(任意団体からの継承)

第8条 本法人設立前に、任意団体日本臨床宗教師会に会員として在籍している者の未納会費は、本法人に継承するものとする。

(規則の改定)

第9条 本規則の改定は、本会理事会において出席理事の過半数の議決によって承認を得る。

附則

1. 本規則は、平成29年9月10日より施行する。